

↓ 第118回社会保障審議会介護給付費分科会

分科会で了承された

「運営基準」「審議報告」に託された
意図をどう読むか

1月9日に開催された第118回社会保障審議会介護給付費分科会で、厚生労働省が提出した「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について」「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告(案)」が了承されました。これらの意図をここでもう一度、確認しておきましょう。

日常生活継続支援加算の
サービス提供体制強化加算への
一元化は見送り

地方公共団体の条例に委任される指定居宅サービス等の「運営基準」に関する事項を整理するため、厚生労働省はこの日の分科会で、「事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について」の報告を行いました。前回の分科会の審議で委員の間から、過重労働を懸念する声が上がったことや、ヒアリングの内容などを踏まえて若干修正された点があります。



青木正人

株式会社ウエルビー
代表取締役

あおき・まさと ●1978年神戸大学経営学部卒業。福祉専門学校・高齢者福祉施設等の設立から運営を手がけるなど福祉関連事業の理論と現場に精通。介護福祉ビジネスの経営・人事労務・教育分野等のコンサルティングならびに自治体の福祉施策等のコンサルティングを展開

訪問系サービスでは、サービス提供責任者の配置基準を「利用者50人に対して1人以上」に緩和する(介護予防も同様)としていたが、「訪問介護事業所に置かなければならない常勤のサービス提供責任者が3人以上であって、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている事業所について」という要件が明示されました。

「登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所」については、「通いサービスに係る利用定員を18人以下とするこ

とを可能とする」としましたが、その条件として「当該事業所の居間及び食堂を合計した面積」が「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている」としていたものを「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」に変更しています。この広さについては、1人当たり3㎡以上であることが通知で示される予定です。

また、介護老人福祉施設の日常生活継続支援加算のサービス提供体制強化加算への一元化は見送られることになりました。

修正案は分科会で了承され、社会保障審議会の西村周三会長を介して塩崎恭久厚生労働大臣に報告されました。

委員の間で意見が割れた
介護職員処遇改善加算評価

厚生労働省はこの日、併せて「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告(案)」も提示。昨年4月から積み重ねてきた分科会での審議や事業者団体のヒアリングに基づき、基本的な考え方を取りまとめ、主な改定内容を整理したもので、

「中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化」「介護人材確保対策の推進」「サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築」を「基本的な考え方」の3本柱としています。

ならず、より中長期的に、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」といった視点から対策を総合的に講じていくことが必要であり、「特に、質の高い介護人材を確保するためには、更なる資質向上や雇用管理の改善など事業者の自主的な取組がより促進される仕組みを構築していくことが重要」としています。

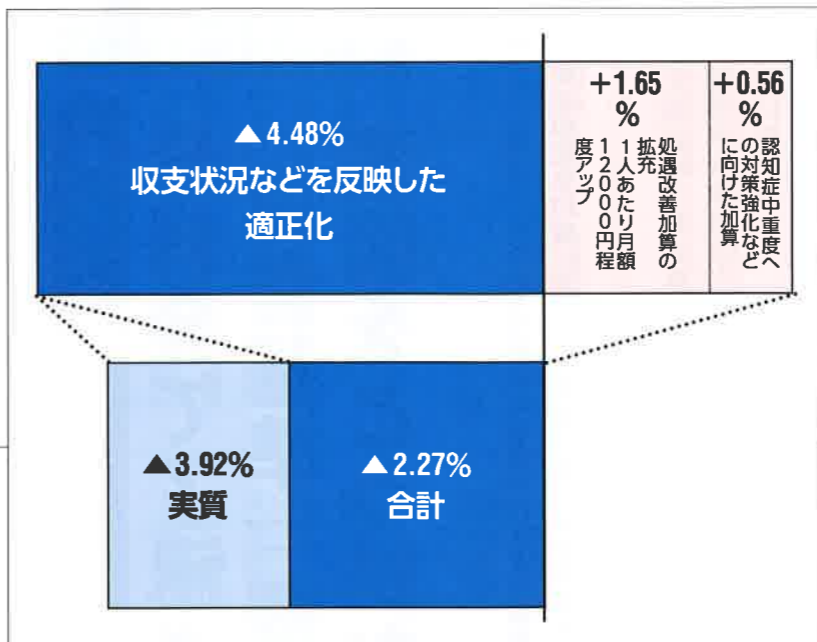
対応の在り方も含めて引き続き検討することが妥当」としています。最大の焦点ともいえる「基本報酬の見直し」については「評価を適正化する」としたものの、「事業の継続性に配慮しつつ」という文言が加えられています。それでもなお委員の間から不安や懸念を訴える声が出ましたが、この審議報告案も分科会で了承されました。

実質マイナス3・92%の平成27年度介護報酬改定

分科会の直後、1月11日に麻生太郎財務大臣と塩崎恭久厚生労働大臣が会談し、介護報酬を2・27%引き下げることで合意しています。事業者にとっては厳しい結果ですが、介護保険制度を取り巻く状況が大変厳しいことは否めない事実です。平成25年の大和総研のリポート「超高齢日本の30年展望」では、社会保障給付を現在より15%抑制し、消費税率を25%にしても、政府の基礎的財政収支は黒字化しない、と試算されています。今回、

安倍内閣は2%の増税でさえ先送りしたほどですから、今のところ、このような増税は政治的リアリティに欠け、勢い、給付を何とか圧縮しようとする圧力は強くなります。財務省は昨年10月、平成27年度の介護報酬改定について、6%以上のマイナス改定にする考えを財政制度等審議会財政制度分科会で示しました。財政規律を重んじる財務省としては、社会福祉法人をターゲットに定め、巨額の内部留保金があるとアピールしたわけですが。厚生労働省の「平成26年度介護事業経営実態調査」の介護サービスの平均収支差率（プラス8%前後）を根拠に、これを中小企業の平均的な水準（プラス2〜3%程度）に合わせようという思惑ですが、一般の民間企業の利益率と単純に比較するのは無理があります。言うまでもなく、すべての社会福祉法人が左団扇であるはずもなく、分科会でも全国老協はじめ事業者団体・利用者団体を中心に激しい反発が起りました。今回、さすがにマイナス6%と

図表 平成27年度の介護報酬改定における改定率「マイナス2.27%」の内訳



分科会で最後まで詰り切れず、両論併記とされたのが、介護職員処遇改善加算の件です。委員の間で、存続賛成派と反対派が割れたままでしたが、「現行の処遇改善加算の位置づけを前提として今回の改定ではこれを維持」するとしたうえで、処遇改善加算の今後の取り扱いについては、「より効果的かつ実効性の高い

はならず、マイナス2・27%で収まりました。しかし、この数値は収支状況を反映した「適正化」分マイナス4・48%に、認知症高齢者や中重度者への対策強化などに向けた加算でプラス0・56%、介護職員1人当たり月額1万2000円程度をアップするという処遇改善加算の拡充でプラス1・65%という計算です。介護職員処遇改善加算分は直接処遇職員の人件費として費用とすることを考えると、実質マイナス3・92%の改定という見方も可能です(図表)。

遇するべきなのか、処遇改善加算の在り方を含め、報酬の抜本的な改革案を示すといった積極的な取り組みを、業界団体には期待したいと思います。

法人の枠を超えた地域単位での人員の再配置を

今回の「審議報告(案)」の中で私がつくりに注目したのが、厚生労働省が示した「今後の課題」の加筆部分です。前回の「通所リハビリテーションや通所介護・認知症対応型通所介護などの居宅サービスについては、それらの共通の機能とともに、それぞれのサービスに特徴的な機能(例えばリハビリテーション、機能訓練、認知症ケアなど)の明確化等により、一体的・総合的な機能分類や評価体系となるよう引き続き検討する」という文言に、「その際には、現行の事業所単位でのサービス提供に加えて、例えば地域単位でのサービス提供の視点も含め、事業所間の連携の進め方やサービスの一体的・総合的な提供の在り方についても検討する」とつづき、「事業所・法人という

枠を超えた人員配置を進めていく」という国の意思表示であり、この視点で「運営基準」で示されたもろもろの緩和策を見ると、「兼務可能」「常勤必置ではなく契約でよい」等も、同方針に沿った措置であることが窺えます。おそらくその背景にあるのは、経営学における「範囲の経済」でしよう。すなわち、複数の事業を展開することで経営資源を共有化し、一事業あたりのコストを削減するという概念であり、さまざまなサービスをもつ法人がワンストップでまかなえるようになれば、事業全体の効率化が促されるという発想です。これが政府の基本方針なら、今後、介護事業所は地域単位での経営マネジメントモデルについて真剣に検討していく必要に迫られることとなります。

政府は、とりわけ定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能型居宅介護、「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更が検討されている複合型サービスの3サービスの普及に力を入れようとしています。それらを中学校区などの

の長のある社会福祉法人にはインシアチブを発揮できる条件がそろっています。特別養護老人ホームには中重度者や認知症高齢者のケアで実績があり、経験豊富な多職種スタッフが多数います。こうした強みを活かしつつ、地域ニーズにあった事業展開を追求していくべきではないでしょうか。なお「今後の課題」では、財務省に論拠として用いられた「介護事業経営実態調査」に対する反省の弁を述べるかのように、「これまでの審議における意見(例えば調査対象期間など)も踏まえ、次期介護報酬改定に向けてより有効に活用されるよう引き続き調査設計や集計方法を検討する」と記されています。実態を正確にとらえるための調査研究もまた、事業者団体に求められる大切な役割の一つといえます。

そうならないためにも、職員をあつく配置し、真面目に地域貢献を行う善き法人をどのような形で

地域単位で進めていく際に、一日

